

独立行政法人労働者健康福祉機構施設整備費補助金の交付が過大

1 件 不当金額(支出) 4029万円

1 補助金の概要

独立行政法人労働者健康福祉機構施設整備費補助金は、独立行政法人労働者健康福祉機構施設整備費補助金交付要綱に基づき、独立行政法人労働者健康福祉機構（以下「機構」という。）の労災病院以外の施設の施設整備及び機器整備に要する経費を国が交付するものである。

2 検査の結果

機構本部は、平成25年6月に、厚生労働省から総合せき損センター（以下「せき損センター」という。）の機器整備に要する費用（203,974,000円）を含め、補助金2,660,648,000円の交付決定を受けていた。そして、せき損センターは、病院情報システム一式の購入契約（同システムのハードウェアに係る保守を含む。）及び同システムのソフトウェアに係る保守契約を計203,700,000円で締結し、同額を業者に支払っていた。そして、機構本部は、せき損センターからこの機器整備等の実施に関する報告を受けて、補助の対象経費の実支出額を2,653,339,843円とする実績報告書を厚生労働省に提出し、同額で補助金の額の確定を受けていた。

しかし、同システムのハードウェア及びソフトウェアに係る保守に要する経費（計40,299,494円）は補助の対象である機器整備に要する経費には該当しないことから、補助の対象とは認められず、これに係る補助金40,299,494円が不当と認められる。

(単位：千円)

部 局 等	補助事業者等 (事業主体)	補助金等の種類	年度	補助対象事業費	左に対する 国庫補助金	不当と認める補助対象 事業費	不当と認める国庫補助 金相当額	摘 要
厚生労働本省	独立行政法人労働者健康福祉機構	独立行政法人労働者健康福祉機構施設整備費補助金	25	2,653,339	2,653,339	40,299	40,299	補助の対象外